

2021年度J-POWERグループ環境行動指針（1）

1. 気候変動問題への取り組み

再生可能エネルギーの更なる拡大

- 既設水力、地熱、風力、バイオマス発電等における安定運転の維持
 - ・ 既設水力、地熱、風力、バイオマス発電等における安定運転を維持する。
 - ・ 既設水力発電所の設備更新による効率向上を図る。
- 水力、地熱、風力、太陽光発電等の新規開発の推進
 - ・ 水力、地熱、風力、太陽光発電等の新規開発を進める。特に風力発電については、発電設備の大幅拡大を目指して開発を進めるとともに洋上風力案件の具体化を進める。
 - ・ 再生可能エネルギー開発およびその支援をグローバルに推進する。

石炭利用の低炭素化・ゼロエミッション化への挑戦

- 酸素吹石炭ガス化複合発電（IGCC）の大型実証試験の推進
 - ・ 高効率IGCC発電技術開発のため、大崎クールジェン・プロジェクトを推進する
- CO₂回収・利用・貯留（CCUS）技術開発の推進
 - ・ EAGLEプロジェクトでの燃焼前CO₂回収技術の成果を活用し、大崎クールジェンプロジェクト第2段階を着実に推進する。
 - ・ CO₂輸送・貯留については、その技術的リスク・経済性の評価を目指し、基礎的な研究を推進する。カーボンリサイクルについても基礎的な研究を推進する。
 - ・ 豪州褐炭水素パイロット実証プロジェクトを推進する。
- 既設火力発電所における高効率運転の維持
- 既設火力発電所等におけるバイオマス燃料混焼の推進
- 既設火力発電所設備改良・リプレース計画の推進

■ 海外への高効率石炭火力発電技術の移転・普及

- ・ 当社グループの有する先進的な高効率発電技術を活用し、アジア地域を中心に高効率石炭火力発電事業を展開し、地球規模でのCO₂排出の抑制と技術移転に貢献する。

安全を大前提とした大間原子力計画の推進

- ・ 原子力規制委員会による新規規制基準への適合性審査に適切に対応する。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故を真摯に受け止め、自主的に更なる安全性の向上に取り組み、地域から信頼される原子力発電所の建設を進める。

その他

■ 省エネルギーの推進

- ・ 電力設備における所内率低減を推進する。
- ・ グループ大でオフィスの省エネに率先して取り組む。
 - 省エネ法により定められた事業者の判断の基準に留意してオフィスの省エネを推進する。
 - 本店社屋について、東京都環境確保条例の遵守に向け省エネに努める。
- ・ 原材料等の輸送における効率化などの推進により環境負荷を軽減する。
- ・ 公共交通機関の利用、社有車運行の効率化及び運転時のエコドライブ実施等により環境負荷を軽減する。
- ・ 環境家計簿を活用するなど従業員家庭での省エネ、省資源を推進する。
- ・ 省エネルギー普及推進を支援する。

■ オフセット・クレジット・メカニズムの活用、推進

■ CO₂以外の温室効果ガス排出抑制

- ・ SF₆（六フッ化硫黄）、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、N₂O（亜酸化窒素）などCO₂以外の温室効果ガス排出を抑制する。

2021年度J-POWERグループ環境行動指針（2）

2. 地域環境問題への取り組み

環境負荷物質の排出抑制

- 排出抑制の継続
 - SOx、NOx、ばいじん等の排出を抑制するため適切な燃焼管理及び環境対策設備の適切な管理を実施する。
 - 水質汚濁物質の排出を抑制するため排水処理設備の適切な管理を実施する。
 - 騒音、振動、悪臭の発生を抑制するため発生機器の適切な管理を実施する。
 - 土壌、地下水汚染を防止するため設備の適切な管理を実施する。
- 機器等からの油の漏洩防止対策の強化及び適切かつ迅速な緊急時対応への準備
- 設備の新設、改造時における高効率な環境対策設備の設計検討及び導入

循環型社会形成の推進

- 3R（廃棄物の発生抑制(Reduce)、循環資源の再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))による廃棄物ゼロエミッションへの取り組み
 - 新設、増改良、撤去工事における廃棄物の発生抑制及び資機材等の再使用、再生利用を促進する。
 - 廃プラスチックの分別の徹底、発生抑制、再使用及び再生利用を推進する。
 - 水、薬品及び潤滑油等使用量の節減等を推進する。
 - コピー用紙等オフィス事務用品の廃棄物の発生抑制、再使用に努める。
 - 紙類、びん、缶、プラスチック等の分別収集を徹底し再使用、再生利用を促進する。
- 「J-POWERグループグリーン調達ガイドライン」に沿ったグリーン調達の取り組みの維持継続
 - オフィス事務用品のグリーン調達を維持継続する。
 - 低公害車等の利用を維持継続する。

- 最終処分場の適正な維持管理と廃止手続きの実施
- 廃棄物の適正処理の徹底
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物を適正かつ確実に処理する。

化学物質等の管理

- 化学物質の管理・削減
 - 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）の対象となる化学物質について排出量・移動量の把握、管理及び届出、公表を行う。
 - 労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、消防法などに基づき規制される化学物質を適切に管理・保管するとともに、取扱量削減に向けて取り組む。
- ダイオキシン類対策
 - 廃棄物焼却炉の適切な管理を実施しダイオキシン類対策特別措置法に基づく排ガス、焼却灰の調査、報告を行う。
 - 廃棄物焼却炉の廃止に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法等を遵守する。
- PCB廃棄物及びPCB使用製品の管理及び処理
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法及び消防法に基づき適切に保管・管理する。
 - PCB廃棄物及びPCB使用製品は、J-POWERグループの「PCB処理に関する基本方針」に沿って着実に処理を行う。
- 石綿（アスベスト）問題への適切な対応
 - 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づき、適切な対応を講じる。
 - J-POWERグループの「石綿（アスベスト）対応の基本方針」に基づき飛散防止措置を図るなど適切に管理しながら計画的に除去や代替品への取替を進める。

2021年度J-POWERグループ環境行動指針（3）

2. 地域環境問題への取り組み

自然環境・生物多様性の保全の取り組み

- 生物多様性への取り組み
 - ・電気事業連合会「電気事業における生物多様性行動指針(改定版)」に基づき、地域環境との共生に積極的に取り組む。
 - ・自然がもたらす恵みが豊かで安全な暮らしを支えていることを認識したうえで、事業に係る自然環境、生物多様性に及ぼす影響の調査、予測または評価を必要に応じ実施し、計画、設計、施工、運転等の事業の各段階において保全と持続可能な利用に努める。
 - ・事業活動にあたっては、生態系や種の多様性の保全に配慮し、希少動植物及びその生息、生育地の保全に努める。
 - ・社内外での環境教育や環境保全活動への参加を通じて、生物多様性に対する意識の向上に努める。
- 水環境への配慮
 - ・水資源の適正な利用管理や水質の保全に努める。
 - ・河川に係る発電設備の運用にあたっては、各地点の状況に応じて実施している堆砂対策や濁水長期化軽減対策等の河川環境保全の対策を着実に進める。
 - ・海域に隣接する発電設備の運用にあたっては、環境保全協定等に従い海域への排水の管理を的確に実施する。
- 森林の保全に向けた取り組み
 - ・「J-POWERグループ社有林保全方針」に基づく適切な社有林の保全を行う。
 - ・森林内の未利用残材の利用を推進する。

海外プロジェクトにおける環境保全の取り組み

- 環境対策技術の海外移転の推進
 - ・火力、水力発電の環境対策技術移転を推進する。
- 開発計画の策定、出資検討段階における適切な環境配慮及びその着実な履行

環境影響評価の的確な実施

- ・関係法令等に基づき事業の実施による環境影響の調査、予測、評価を的確に行い、事業内容に反映させ、環境の保全に配慮する。

3. 透明性・信頼性への取り組み

1. 環境マネジメントの継続的改善（信頼性向上）

環境マネジメントレベルの向上

- J-POWERグループ各社における環境マネジメントシステムの継続的改善
 - ・環境負荷の実態を把握するとともに環境保全のための目標及び計画を設定する。
 - ・内部環境監査を計画的に実施し、目標達成に向けて定期的に活動内容を評価・改善する。
 - ・内部環境監査の維持・向上をめざし、チェック機能の充実に取り組む。
 - ・ISO14001認証取得事業所においては、その活動を通じて改善する。
 - ・環境マネジメントシステムの合理化を推進する。
- 社員の環境問題に対する意識向上
 - ・事業活動に適用される環境法令教育、研修を計画的に実施する。
 - ・eラーニング等を活用した環境教育を推進する。
- 構内常駐業者、工事請負業者等の取引業者に対する環境に配慮した行動への協力要請
- リスクマネジメントの強化
 - ・環境トラブルの未然防止及び緊急事態発生時の連絡の徹底と適切な対応に努める。

2021年度J-POWERグループ環境行動指針（4）

3. 透明性・信頼性への取り組み

法令、協定等の遵守徹底

- 法令、協定等の確実な特定と周知、運用
 - ・事業活動に適用される法令、協定等を確実に特定し、的確な対応と周知、運用及び確認に努める。
- 環境法令、協定等の遵守徹底
 - ・周辺環境への汚染防止を図るため、設備改善、運用改善を的確に進める。
 - ・廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物リスク診断、廃棄物処理業務従事者に対する教育を実施する。また、「J-POWERグループ産業廃棄物処理業者選定ガイドライン」等の活用及び電子マニフェストの運用拡大への取り組みを進める。

2. 社会とのコミュニケーション（透明性向上）

環境情報の公表

- 環境報告の実施
 - ・環境情報の公表にあたっては、環境省の「環境報告ガイドライン」などの指針類を参考にするとともに、社会的要請に配慮した報告を実施する。
 - ・環境報告の記載内容については、第三者審査の受審などの取り組みにより、信頼性、透明性の向上を図る。

環境コミュニケーションの活性化

- 環境コミュニケーションの実施
 - ・ホームページ、グループ内広報誌等を通じた広報を行う。
 - ・事業所、PR施設等への来客者に対する広報を行う。
 - ・第三者である有識者等とのコミュニケーションを行う。
 - ・環境格付等の社外評価を受ける。
 - ・環境学習支援活動等の環境に関わる社会貢献活動を実施する。
- 地域の環境保全活動の実施
 - ・地域の環境保全活動を主体的に実施する。
 - ・市町村、地区等主催の清掃、美化活動、植樹祭等に参加する。